

国家製造業政策 (仮訳)

商工省
産業政策推進局

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)
ニューデリー事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などを、できる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

序文

インドでは、製造業が停滞していて GDP に占めるシェアが低いことが懸念されており、加速的な発展、包括的な成長及び雇用提供の観点から、製造業を活性化させる政策が必要となっている。2009 年 11 月 17 日の州政府産業大臣会合において、GDP における製造業の比率を 16%から 25%まで引き上げるといふ産業政策推進局（DIPP : Department of Industrial Policy & Promotion）の方針が承認された。その後、商工大臣は、インド政府が製造業政策を発表することを公表した。この公表の後、草案が起草され、2010 年 3 月 31 日に意見公募のためにウェブサイトに掲載された。これを受け、国家製造業競争力委員会（NMCC : National Manufacturing Competitiveness Council）は国家製造業政策の草案を作成し、政府計画委員会はいわゆる国家製造業計画を起草した。NMCC 及び政府計画委員会から提起された内容は本政策（国家製造業政策）に適切に反映されている。

製造業部門に影響を与える付随的な政策は、中期的な国家政策の発展のために取り上げられるかもしれないが、本政策では直接言及はしていない。政府計画委員会は、それらの付随的政策を、以下の通り特定している。土地資源マップの計数化、州政府による不動産銀行の設立、水域区画、輸入代替政策、財政・為替措置、戦略的買収、世界レベルの製造管理能力の開発、輸出を促進する貿易政策、公共部門の企業の役割の改善などである。また、温室効果ガス排出を抑えた包括的成長戦略も重要な分野である。これらの課題は、別の政策イニチアチブとして発表される可能性がある。

本政策は、産業界、州政府、製造業・技術開発・ビジネス環境の専門家などの関係者による集中的な協議と意見具申を経て作成されたものである。また本政策は、成長阻害要因と認識され、早急な対策が求められている分野において、具体的なアクションプランを提示している。製造業の成長を阻害する要因は複数あるが、それら全てを同時に取り扱うことはできない。つまり、本政策は、インドの製造業を取り巻く全ての課題を解決するために策定されたものではなく、現時点で製造業の成長に決定的に重要なことを取り扱うものとする。

1. 政策綱領

1.1 この20年でインド経済は大転換期を迎え、世界でも最も急速に発展した国の1つとされている。独立以降インドは、三度（1948年、1956年、1991年）の大きな産業政策決議を経験し、強力な産業の基礎を築いた。1991年に発表された経済改革は構造的変化をもたらし、全ての経済分野において、民間企業がより大きな役割を担うこととなった。しかしながら、インドのGDP成長は急成長しているサービス産業による貢献が極めて大きい。

1.2 近年においては、製造業の成長は、全体の経済成長率よりも概ね上回っているが、GDPのわずか16%であり、インドの製造業の貢献度は、その本来の潜在力よりも非常に低い。

1.3 同じような成長段階にある他のアジア諸国が製造業で遂げた成長を見ると、この状況は懸念される。インドとこれら経済圏との間で、製造業のシェアと生産性における格差が広がっていることは、経済のグローバル化によって本来与えられているはずの機会をインドが十分に活用できていないことを意味する。

1.4 農業で生計を立てている人々の割合が人口において過度に占められていることや、表に出てこない失業者数、都市部の失業者数などの観点からみると、本政策は社会経済政策という側面も持つ。インドは、15歳から59歳の労働人口比率が全体の60%を超えるという、非常に好ましい人口動態を有している。世界で最も若年層人口の大きい国にとって、本政策は極めて重要な目標を与える。今後10年にわたって、インドは人口の大多数に対して、技能及び資格に幅を持たせた雇用機会を創出しなければならない。人口ボーナスの恩恵を受けるためには、2025年までに2億2千万人の雇用創出を必要とする。製造業部門はこの雇用創出のための取り組みの受け皿とならなければならない。製造業において創出される全ての雇用は、関連の活動において2～3倍の追加的雇用を創出するという乗数効果を有する。それゆえ製造業の推進は、政府の包括的成長政策に必要不可欠なものである。

1.5 雇用の観点からの要請に加え、インドの自然・農業資源への付加価値の供給、戦略的需要への対応、市民福祉のための新技術の開発などにより、インドの成長モデルが持続可能となるという観点からも、製造業の成長は必須である。

1.6 インドで生産された製品の付加価値が相対的に低いこと、及び、国内製造業の競争力の基盤となる資本財の輸入が増大していることについても、緊急に対処されなければならない。製造業に厚みを持たせることは、防衛や通信とい

った戦略的経済分野における長期的競争力の観点から見ても、極めて重要である。

1.7 最終的には、インドの製造業の発展は、環境技術やエネルギー効率、天然資源の最適活用、破壊・劣化された生態系の修復といった環境維持を確保しながら、持続可能な形でなければならない。

1.8 インドの製造業の発展には、製造業を強化、急速に発展させ、国内成長の推進力となるよう、経済改革を深掘し、再調整することが求められている。

1.9 インド政府は、次の6つの基本方針を掲げ、質的・量的変革をもたらすために、「国家製造業政策」を策定することを決定した。

- i. 製造業部門を経済成長の原動力とするべく中期的な製造業の成長率を12～14%まで引き上げる。全体の中期的な成長率と比べた2～4%の差異は、2022年までに製造業がGDPの少なくとも25%に貢献することを可能にする。
- ii. 製造業における雇用創出比率を引き上げ、2022年までに1億人の新規雇用創出を行う。
- iii. 包括的成長を実現するため地方からの出稼ぎ労働者や都市部の貧困層に適切な技能を身につけさせる。
- iv. 国内付加価値を増大させ製造業に技術的厚みをもたせる。
- v. 適切な政策支援を通じてインド製造業の国際競争力を高める。
- vi. 特にエネルギー効率や天然資源の最適活用、破壊・劣化された生態系の修復を含めた、環境に配慮した継続的成長を実現する。

1.10 これらの目的を達成するために:-

- i. 国内の生産能力と生産技術の確立を促進するため、国内の拡大する製造製品市場を活用しつつ、外国投資・外国技術を歓迎し、
- ii. 国内の企業競争力は、政策と計画を策定・実施する際の指針とされ、
- iii. 手続や規制による形式要件によって生じる法令順守のための負担は、事業規制の合理化によって緩和され、
- iv. 生産性、品質、企業の成長力を向上させるために、イノベーションが促進され、
- v. 途中の軌道修正を確保するために、すべての関係者による効果的な諮問メ

カニズムが導入される。

1.11 以下の産業については、特別な注意が払われるものとする。

- i. 雇用集約型産業：雇用創出を確実にするため、雇用集約型産業を推進、強化する適切な支援がなされる。繊維、衣類、皮革、履物、宝石および装飾品、食品加工業などは特に尊重されるものとする。
- ii. 資本財産業：強固な経済成長は資本財の強力な需要を必要とする。そのような成長は強力かつ継続的な資本財への需要を創出しうる。製造業の親産業と言える資本財産業はまだ望ましいペースで成長していない。工作機械、重電設備、大型運搬設備、土木産業設備および採掘機器については、特に集中すべきである。

民間部門において、研究開発設備を備えた強い生産性の向上、発達を推進するために、期限を定めた計画が開始される。その一方で、民間部門の取り組みを補完するため、必要な部分については戦略的に公共部門を強化する。

- iii. 戦略的重要産業：航空宇宙産業、海運業、ITハードウェアと電子機器、通信機器、防衛設備、太陽エネルギーなどの分野においてインドを主要国にするためのプログラムを立ち上げることが保障されうる。太陽エネルギーの役割が、気候変動国家行動計画において既に遂行されているという事実が示している通り、任務遂行型プロジェクトはこれらの各部門においてコンセプト化されるであろう。
- iv. インドが競争優位性を享受できる産業：インドの巨大な国内市場は、強いエンジニアリング基盤と相まって、自動車産業、製薬業、医療装置などにおいて、固有の専門性と費用対効果の高い製造業を創出してきた。世界におけるリーダーとしての地位を保つために、関連省庁は競争力のある産業基盤を強化する特別計画を編成する。
- v. 中小企業：中小企業は製造業生産高の45%を占め、輸出全体の40%に貢献している。また、広範な国土にわたって自営による雇用や就業機会を提供している。製造業あるいは国家経済の成長のためにも、ITの積極的な採用、技能開発、資本へのアクセス、マーケティング、手続きの簡素化とガバナンス改革などを含めた製造管理に対する政策の関与によって、中小企業の健全な成長が確保されなければならない。
- vi. 中小企業省によって導入されている国家製造業競争力プログラムは今後強化される予定で、インド小規模産業開発銀行（SIDBI：Small Industry

Development Bank of India) とは別のファンドの設立、国家小規模産業公社 (NSIC : National Small Industry Corporation) の機能強化、融資ノルマの改正、優先貸出分野への中小企業向け貸出の算入といった中小企業タスクフォースの勧告は、適切な手段によって考慮されるであろう。

- vii. 国営企業：国営企業（特に防衛、エネルギー部門）は、製造業及び国家経済の成長に重要な役割を果たし続ける。国営企業の機能的自主性を確保しつつ競争力を高めるために、適切な政策的枠組が構築される。

1.12 上記の目的を達成するために、具体的な政策手段が概念化されている。これら手段は政策文書パートBにて詳細が示されているが、概ね次の分野を対象にしている。

- i. 事業規則の合理化と簡素化
- ii. 労働者利益を保護しつつ不採算部門を閉鎖するための簡単で迅速な撤退方法
- iii. 環境技術を含む技術開発に対する金融面・制度面の枠組み
- iv. 職業訓練とスキルアップの段階的方策
- v. 中小企業に対するインセンティブ
- vi. 特別重点分野
- vii. インフラの不足と防衛関連を含めた政府調達に関するてこ入れ
- viii. クラスタ化と集約化：国家投資・製造業ゾーン (NIMZs)
- ix. 貿易政策

1.13 製造業については、国際的経験則から、クラスタ化と集約化の有効性が示されており、サプライチェーンの応答性を高め、マーケットや優秀な人材に簡単にアクセスでき、物流コストを大幅に低く抑えることができる。産業クラスタ促進のために多くの政策が政府によって実行されてきているが、集約化の恩恵は完全には享受されていない。製造業の成長を引き起こす主な手段のひとつは、未開発地帯に産業都市を形成する国家投資・製造業ゾーン (NIMZs : National Investment and Manufacturing Zones) であり、世界中の最良の製造業のハブと評価されている。NIMZsは、インドに世界一流の都市圏を創設しようという日々高まる要望に応えつつ、雇用機会の提供により余剰労働力を吸収するのに役立つ。これらのNIMZsは、製造業の成長の制約要因と言われている。

るインフラ上のボトルネックへの対処を図っていく。

1.14 生産性を向上させるための包括的な出口政策が導入され、労働市場における硬直性を取り除くことで柔軟性をもたらしつつ、成文法に規定された労働者の権利保護を確保する。

1.15 製造業の成長は技能開発プログラムの推進と協調しなければならない。インド政府による国家技能開発イニシアチブは、生産能力構築の新たな推進力を提供している。本政策は、強固な政府機関による支援のもと、技能開発を国内の生産的事業に不可欠なものにすることを目指している。

1.16 労務管理への取り組みは、組合と労働者に対話と協議によって、各州内あるいは工場単位において、より良い制度的な解決を促すものとなる。雇用関連法と作業現場の実務における合理化に力点が置かれる。

1.17 製造管理は、製造業企業の生産性、品質、競争力の改善を促すものであり、注目されている。大学院卒のエンジニアと統括責任者に製造業の様々な面を教育するカリキュラムを開発するために、製造業界は、高等教育機関と協力することが推奨される。

1.18 持続的発展との関連で、環境問題を意識した製造業の操業と、この分野における新技術を探求することは、地域およびグローバルでのリーダーシップを持てるようになる機会を提供するものであるが、そのために、政府は規制の導入のみならず市場本位的な政策の関与も行う。政府は、温室効果ガス排出以外について、排出基準を規定する可能性がある。その基準に合う技術の選択が計画推進者によって決められるだろう。政府は、環境汚染をしている事業者が基準を満たすために有害汚染物質の排出を削減することを促すことを目的として、金銭的及びその他のインセンティブを継続的に与える。

1.19 近年、土地は産業成長の主な制約要因になってきている。持続的産業成長に不可欠な産業用地を利用可能にするために、州政府による不動産銀行の設立、土地資源マップの計数化、消滅又は不採算企業により非生産的に占有された土地の活用計画作成などの手段を政府は講じる。

1.20 製造業と技術開発には、密接な相互関係があり、技術は製造を通じて製品になることで価値を持つようになり、製造工程からのフィードバックが、持続的な技術開発を助長する。

1.21 国内の巨大市場の力を活用することで、インド企業の外国技術へのアクセスと、先進的な固有の技術の開発を確保するために、以下の政策及び方策が取られる。

- i. 減税および政府補助金による国産の技術開発のためのインセンティブ
- ii. 産業界と政府系研究機関との連携
- iii. 国内で開発された製品および技術に対する政府機関による優先購入
- iv. さらなる共同発明、国産のイノベーション、環境技術へのより良いアクセスを可能にするために配慮された知的財産権管理体制の整備。インドは、国内における技術の開発と所有に関連する現在のTRIPS協定を超えて更に拡大することには慎重である。
- v. 外資系企業とインド企業の合併事業

1.22 貿易・投資政策と製造業政策とは、双方の目的のより良い調和を可能にするために、密接不可分な関係にある。インドは、二国間および地域自由貿易協定／包括的経済連携協定を通じて、グローバル化した世界との一体化を継続するが、これらの協定がインドの国内製造業に悪影響を与えないことが保証される。また政府は、特定部門、例えば、太陽エネルギー装置、電子機器、燃料効率のよい輸送設備、ITセキュリティシステムなどの基幹技術や必要な分野における、国内付加価値条項に基づく政府調達の利用も考慮する。

1.23 製造業の中長期にわたる年率12%成長は、原材料市場に対して相当な圧力を加えるだろう。原材料の長期的供給を確保するための調整が導入される。先進技術を持つ企業の買収は、親会社への技術移転を促進することになるし、より良いブランド価値や戦略的立地を有する企業の買収は、インド企業の市場参入を促進するだろう。これらを実現するために、政府から明確な政策指針が整備される。

1.24 政策の実施は、政策の策定と同様に重要であり、適切な実施なくしては、政策それ自体のみでは、期待された結果を生むだすことができない。本政策の効果的な実施を確保するために、製造業政策レビューの仕組みが設けられ、産業政策推進局次官を議長とする高レベルな調査委員会が実施状況を定期的に監視する。連邦商工大臣級の製造業促進評議会（MIPB : Manufacturing Industry Promotion Board）が、中央省庁と州政府の間の調整役を果たすために構成される。州政府は本政策を実施する上で対等なパートナーである必要があり、州産業大臣会合が、製造業促進に注力するための対話を開始するために半年ごとに開催される。

2. 事業規制の合理化と簡素化

規制手続きの合理化

2.1 製造業は1企業当たり平均して70近くの法律・規制を順守する必要がある。複合的な査察とは別に、企業は年間に100件程度の申告書を提出しなければならない。これらの法令順守負担が若い起業家をひるませ、起業家としての役割を果たすことを躊躇させている。結果として、自営による雇用や更なる就業機会の創出に貢献し経済活動の活発化させたかもしれない多くの人々が、潜在的な能力よりはるかに低い業務を甘受している。

2.2 この法令順守負担軽減のために、すでに過去に幾多の取り組みがなされている。窓口の一本化や早期承認などが試みられている。テクノロジーが電子承認の実現を可能にしたケースもある。ただ、別の政府部門は彼らの役割の削減と改革を好まないため、これらの取組は部分的にしか成功していない。政府は自身の改革の必要性を認識し、可能な限り産業界が自主的に規制することを認めなければならない。法令や規制の目的は、煩雑でなく汚職の不满を生まない形で達成されるべきである。

2.3 起業家を支援するため、異なる法律におけるいくつかの条項は、合理化されることができ、定められた当局の全体的な管理に基づいて、公共もしくは民間機関の協力により実施することができる。それゆえ、下記の枠組みを提案する。

- i). 中央もしくは州政府は、成文法に規定された要件を満足することを要件に、例外を設けることができる。特殊目的事業体（SPV）はこの点において促進役を務めることができる。
- ii). 定められた当局の全体的な管理に基づき、公共もしくは民間機関が政府査察業務に協力できる仕組みを進めることができる。環境保護法・規制については、特別に訓練/設計/公認された機関による第三者機関査察は、法的順守を監視する政府機関による査察を補完するものとみなさなければならない。
- iii). 環境関連の法・規制については、中央/州政府は、関連する成文法によって認められた権限を、その地域に設置された州公害管理委員会（SPCB : State Pollution Control Board）の職員に委任することができる。EIA通知2006によるNIMZの各区画に対する環境認可は、高い優先順位とみなされなければならない。全体としてそれら土地が公聴会を経た場合には、

そこにある区画については、EIA通知2006に規定された公聴会が免除される。さらに、環境保全の予防対策をとりつつ、NIMZ投資促進のために、中央および州レベルで随時、それを促す指示およびガイドラインを発行することができる。

- iv). 中央および州政府当局による全ての認可プロセスは、順次ウェブ対応化される。
- v). すべての認可手続きにおいて、スケジュールが明示される。指定期間内に決定がなされなかった場合には、期間の満了をもって認可が与えられたものと"みなされる"。
- vi). 実施可能な限りにおいて申請用紙の統合と共通登録を進める。
- vii). 実現可能な限りにおいて、異なる部門に対する複数の報告書提出は、簡易化された月次/四半期毎の提出に置き換えられる。

2.4 製造業を営む上で必要な全ての法定認可手続きにおいて、環境認可と労働福祉に関するものが最も重要である。環境面についての主な事項は、NIMZにおいて、初期段階で用地採択の際に行う影響調査と、その後の基本計画期間に適切な建築規制を行うことにより、対処される。撤退政策は成文法の枠組みの範囲内での労働者の権利保護規定を考慮して準備される。定められた当局の全体的な管理に基づき、公共もしくは民間機関が政府査察業務に協力できる仕組みを進めることができる。労働雇用省と合意のもと、種々の労働関連の法律を執行するために適切な仕組みが構築されることを前提に、適切な政府機関は、政府高官であるSPVの最高経営責任者（CEO）に対し査察と執行の権限を委任するものとする。政府はすべての労働福祉条項を満足するために導入される執行機関の定期的な監査を行う。

3. 撤退メカニズム

発展性のない事業を継続することは、本来であればより多くの生産高、収入、雇用を生み出すものに配置できるはずの資金や資本を制限してしまうことになる。それゆえ、迅速な撤退メカニズムは、事業で身動きが取れなくなってしまった投資にとって、必要不可欠な制度である。国家製造業政策は、従業員の利益を完全に守りながら、生き残りできなくなった部署が有する資産の、迅速な再配置を促進するための政策手段の導入を図る。

3.1 失業保険

労働争議法の第25FFF条において、勤続期間1年満了毎に15日間の平均給与に相当する補償を、また6カ月超の場合にはその均等割を支払うことが義務づけられている。失業保険は、NIMZsで操業する企業にとって、ある部署が財政上の制約により閉鎖や人員削減が求められた時に、労働者に支払われる失業に対する補償に関することである。この政策は、企業が状況によって閉鎖やもしくは規模の適正化を行う際に、労働者への補償の支払いに利用される。

失業保険は、事業損失や閉鎖の際に、企業が労働者への適切な補償の支払いを保険によって可能にするものであり、企業の資産売却などの負担を外している。この補償は、勤続期間1年満了毎に20日間の平均給与とし、6カ月超の場合にはその均等割とすることができる。SPVは企業に対し、解雇補償金の法的要件を満たすためにこの保険加入を促し、保険料金は土地分配の段階で競争入札を元にSPVによって決定される。この保険証券は、操業開始前に購入される。保険料金は前金で支払われ、労働者が失業した際のセーフティネットが構築される。SPVはこれを監視する責任を持つ。

3.2 減債基金

失業保険の代替手段として、SPVは、SPVの決定した保険料から資金を得る減債基金システムを選択することができる。減債基金の設立運営条件は、中央/州政府によって告知される。負債見込みに相当する最低限の金額が常にこの減債基金に維持される。基金からお金が引き出された場合には、基金は継続的に埋め合わされる。また減債基金ルートの場合、労働者への補償は、勤続期間1年満了毎に20日間の平均給与とし、6カ月超の場合にはその均等割とすることができる。

3.3 2つのメカニズムの組み合わせ

SPVは失業保険か減債基金のどちらか、もしくは例えばSPVが減債基金から失業保険を購入するような、双方を組み合わせた仕組みを選択することもできる。

また、他の適切な選択肢、アレンジを考え出すことができる。SPVは、従業員積立基金（EPF）の分担金や従業員州保険（ESI）のような他の法定支払金を細心に保つことについても責任を負う。そのようなアレンジが実施され、政府の納得を得られることを要件に、労働義務から解放して不採算事業の資産を移動させることを許容される。

3.4 資産の再配置

不採算であることを宣言した企業の資産の移動は、当該NIMZのSPVにより支援される。そのような支援は、SPVと企業とが土地の割り当ての際に締結する契約の一部に含まれ、債権者・従業員に対する法定の支払いを含む全ての支払いが終了した後に「負担清算証明書」が企業から提出された場合に、当該支援は開始されなければならない。SPVによる仲裁は、他の生産のために資産の再配置を最適化することを目的とする。

同様に、SPVは、NIMZ内で労働力の足りていない他社にその労働力を再配置する役目も負う。この再配置は、事業閉鎖の直前に労働者に適用されるのと同じ給与、雇用条件で、事業閉鎖の日から行われなければならない。（これには、第25FFF（1A）条を製造業に拡大することが求められる。現在の規定では、炭鉱にのみ言及されている。）

事業の閉鎖と労働者のNIMZ内の他の事業への再配置とに時間差があった場合、必要に応じて、減債基金や保険から支払われる。しかし、これは、上記の前節3.2で特定された最低限の金額が維持されるよう、SPVのメンバーからの会費によって埋め合わされる。

3.5 譲渡所得税の免除

NIMZにある事業所の工場や機械を売却した際の譲渡所得税の軽減は、売上を再投資した場合に認められ、同じNIMZ内又は他のNIMZに位置する他の事業所で3年以内に新しい工場や機械を購入したか否かが考慮される。この方法は、NIMZで製造業を操業している企業により所有された（土地以外の）資産の売却から得られた収入の再投資を促すことを目的としている。

4. 技術の獲得と開発

国家製造業政策で示された目的を達成するためには、技術の開発と改良が重要である。世界的な競争力を手に入れ、製造業の持続的成長を確保するためには、技術のはしごを登って行くのが最も近道である。これは、単にインド固有の技術的専門性を伸ばすのみではなく、世界市場から重要な技術を獲得してくる手腕にもかかっている。

今日の世界では、持続的な発展のためには、環境技術は選択肢ではなく、必須事項である。製造業の成長にとって、手ごろな価格の技術を安定的に供給することが常に制約要因になっている。これら技術の採用や適合にはコストがかかり、特に中小企業には大きな負担となる。したがって、環境技術や資源保全手段の採用への支援が必要である。

4.1 国家製造業政策は、環境技術を促進するため、既存のインド政府のインセンティブ、スキームを活用するとともに、新たなメカニズムを導入する。

4.1.1 このためには、何が「クリーンとグリーン」に分類されるのか明確な定義/適格性基準に関する仕様書を必要とする。より「グリーン」で「クリーン」な技術について、定義し実施するシステムは、以下の事項に対処した形で立案されなければならない。

- 関係中央省庁の代表者と政府外の関係専門家からなる、グリーン製造業委員会（GMAC： Green Manufacturing Committee）と呼ばれる委員会によって、客観的な基準が規定される。その基準は、気候変動国家行動計画と包括的持続可能開発戦略の目的と整合したものとなる。
- 技術は変動し常に進化していくため、その基準はGMACによって毎年見直される。

4.1.2 NIMZのSPVは、GMACが定めた上記の基準をプロジェクトが順守していることを保証する責任を課され、適切な評価の後インセンティブを与える。'よりクリーン'、'よりグリーン'、'エネルギー効率が良い'という証明責任は、GMACに承認された環境監査小委員会から選任された機関/専門家による第三者認証を条件に、請求者によってなされる。請求者は、製品/技術の、製造から廃棄までのライフサイクルにわたる明確で客観的な情報を提供する。**NIMZ以外に位置する工業地域・工業施設の場合には、中央/州政府の関係成文法に基づき設立される行政機関がSPVの役割を果たす。**

4.2 インドで適切な技術の獲得と開発を進めるために下記の対策が提案されている：

(i) 技術獲得・開発ファンド (TADF: Technology Acquisition and Development Fund)

TADFを創設し、環境配慮型技術を含む適切な技術の獲得、パテントプールの創設、エネルギー消費を削減し汚染を抑制するための装置の国内製造開発を進める。TADFは、幅広い業界/分野にわたるこれらの問題に対処し、それぞれの分野について、ある特定の技術について、どれだけの事業所が賛同するかによって前もって決定される。

- (a) プロジェクトの提出に先立って、中小企業はパテントプールにアクセスでき、及び/又は、原則最長5年間、200万ルピーを限度に、適切な特許技術の獲得にかかった費用の一部の返還を受けることができる。
- (b) 汚染を抑制し、エネルギー消費を削減し、又は水を保全する設備・機械・装置の製造に対するインセンティブ：TADFは、製造・開発にインセンティブを与える。
 - i. 太陽、風、地熱、又は、他の再生可能資源によるエネルギー製造に使用される設備、及び/又は技術。環境に悪影響を与えない石炭利用技術、二酸化炭素吸収源の製造及び管理。
 - ii. 省エネ設備(省エネ照明技術及び、スマートグリッド(次世代送電網)技術を含む)。
 - iii. 再生可能燃料の精製・混合に使用される設備。
 - iv. 電気/ハイブリッド自動車に使用される燃料電池、マイクロタービン、又はエネルギー貯蔵システム。

これらのインセンティブは以下からなる：

- 金融機関へ支払う表面金利の5%の利子補給
- 10%の資本補助

- (c) TADFの運営・管理・審査は、グリーン製造委員会 (GMAC) が行う。

4.3 グリーン製造業－インセンティブ

<p>i) 環境監査</p> <p>環境監査はNIMZにある工業施設・制度単体に必須とする。</p>	<p>監査は承認された環境監査小委員会から選任された外部の監査人/企業を通じて、工業施設/制度単位によって実施される。GMACから承認を受けた同小委員会は、SPVにより維持される。</p> <p>中小企業に対して、改善・是正がなされたことを条件に、監査費用の25%の補助金が、10万ルピーを上限に提供される。この場合、第三者認証が、是正処置についての認証に対応する。</p> <p>工業施設/制度単体の監査は、それぞれに適用される法律および規則に基づいて行われる。</p>
<p>ii) 節水</p> <p>水の監査はNIMZにある工業施設・制度単体に必須とする。</p>	<p>(i) 監査は承認された環境監査小委員会から選任された外部の監査人/企業を通じて、工業施設/制度単位によって実施される。GMACから承認を受けた同小委員会は、SPVにより維持される。</p> <p>中小企業に対して、監査費用の25%の補助金が、10万ルピーを上限に提供される。</p> <p>水の監査は、適用される法律および規則に基づいて行われる。</p> <p>(ii) 取水税の例外：中央政府は、通達により特定された量よりも使用量が少ない製造業を取水税の課税対象から免除できる旨、2003年水質汚濁税（改正）法第16条に規定されている。</p>
<p>iii) 廃水処理</p>	<p>(i) 廃水の処理はCPCBとPCBの基準に基づき、全ての事業所は、廃水処理を行わなければならない。</p> <p>(ii) 水の排出がゼロである組織は、関係装置/システムを1年間実際に使用し、第三者の認証(GMACにから承認を受けた小委員会)を受けることを条件に、当該関係装置・システムに対する10%の助成金を1回に限り受</p>

	けることができる。 (iii) 1977年水質汚濁税法に基づき、廃水リサイクル施設を建てた事業所は取水税の払い戻しを受ける。
iv) 雨水の採取	GMACにより作成されるガイドラインに基づき、デベロッパー、全ての工業施設/制度単位は雨水の採取を行わなければならない。
v) 再生可能エネルギー	インド政府および州政府の既存のスキームに基づき、特定のプロジェクトに対して、適切なインセンティブが与えられる。
vi) グリーン・ビルディング	インドグリーン・ビルディング協会（IGBC/LEED）又 GRIHA ¹ により、「グリーン」との評価を得た工業/制度/商業/住宅を含むNIMZ内の建物面積2000㎡超の全ての建物は、20万ルピーのインセンティブを受けることができる。

4.4 強制実施権

4.4.1 特許権者から自主的なライセンスを取得できないために、二酸化炭素排質量を削減可能である、特許化された最新の環境技術に企業がアクセスできない場合があるかもしれない。これには、2つ理由が考えられる。1番目の理由は自主的なライセンスを取得するためのコストが企業にとって障壁となっている可能性があることである。2番目の理由は特許権者がライセンスをしたがらない、合理的な価格で利用可能でない、又はインド国内で実施されていないという可能性があることである。

4.4.2 上記1番目の問題に対処するために、TADFは、独立したパテントプール兼ライセンス機関として機能する。当該ファンドは、特許権者から発明に関する知的財産権を購入する。いかなる企業でも、その知的財産を使用して製品の生産及び開発をしたい場合には、パテントプールにライセンス料を支払うことでライセンス取得を図ることができる。そしてその企業は、品質基準を満たすことを条件に、特定の地域で使用される製品の生産をすることができる。TADFは、1の特許に対し1社以上にライセンスできる権利を留保する。

4.4.3 上記2番目の問題に対処するために、特許権者により合理的な価格で提供

¹ 注:インド独自のグリーンビル格付け制度。Green Rating for Integrated Habitat Assessment

されていなかったり、インド国内の需要を十分に満たすようインドで実施されていないような技術に対して、強制実施権を発動するよう、当ファンドは政府に働きかけを行うという選択肢を有する。この様な強制実施権はTRIPS協定の規定の範囲内においてのみ発動される。特許権者には妥当なライセンス料が支払われる。

5. 産業訓練及び技能向上手段

2007年から2017年にかけて、8,500万人の労働力人口の増加が予測されている。雇用の弾力性と分野別のGDP成長率の想定を踏まえた、この間の全体的な雇用の成長は、1億1,600万人と予測されている。農業部門による就業機会には成長が見込まれないため、全体的な労働者の増加は製造業部門及びサービス業部門に吸収される。製造業部門単体では、2006年から2017年にかけて、2,450万人の追加的な職業機会があると予測されている。これらの職業には分野別の技能をもった訓練された労働力が求められる。現在、何らかの職業訓練を受けているのはインド労働人口のわずか6%に過ぎないことから、質と量の両面において、顕著な「技能ギャップ」が存在する。全体的な技能ギャップは増加する労働力よりも決定的に大きく、既存の労働力に関しても、再研修・特定技能教育が必要となろう。技能開発における質的及び量的なギャップを解消するのに必要な関与の緊急性を認識の下、国家製造業政策では、以下の3層構造構築を提案する。すなわち、

- i. 最低限の教育を受けた多数の労働人口に対する技能構築
- ii. 官民連携におけるITI設立を通じた関連する職業及び技能訓練
- iii. 技術専門学校設立を通じた専門的な技能開発
- iv. 各々のNIMZにおけるインストラクター研修センター設立

5.1 最低限の教育を受けた多数の労働人口に対する技能構築

- i. 本セグメントでの技能構築は、非農業部門に初めて従事し季節雇用を求めている最低限の教育を受けた労働人口をターゲットとした、「農場から職へ」及び「学校から職へ」プログラムを含む。このグループは、積荷業務者や清掃者等として低技能カテゴリーでの研修と同時に、訓練者の能力、適性、明示された具体的な分野の技能ギャップに基づき、工場現場での基本操作技能、基礎的な機械操作、安全や品質要求の遵守の訓練を受ける。技能構築には、時間遵守、報告、組織化された中での仕事の仕方といった、都市-産業労働文化に関する行動の側面もカバーされる。
- ii. これらに対しては、労働雇用省雇用訓練局(DGET: Directorate General of Employment & Training)で規定されたモジュール雇用能力技能(MES)に基づいた短期間の訓練コースによる運営が求められる。コースが短期間になることによって、訓練期間中に生産的な仕事から離れることによる機会損失は最小化される。
- iii. 直接的もしくは非営利の労力を通じた、技能向上に対する民間部門の企

業/研究機関の取組みを拡大させるため、事業実現のための資金援助及び加重控除の組合せを通して、適切な動機づけとインフラ面での支援を実施する。民間セクターに対して、技能開発イニシアチブへの効果的な参加を奨励するために、政府は、国家技能開発公社 (NSDC) と連携する個々の施設の製造業セクターでの技能開発のための官民連携プロジェクトで発生した支出（土地あるいは建物以外）に対して 150%の加重標準控除を提供する。

- iv. 現地言語による訓練及びコース内容が保証される。
- v. 実習制度のコンセプトが、労働者の雇用可能性を向上させるための最も重要な中間段階となる。実習制度候補者から雇用者、雇用者から候補者、訓練を受けた実習から仕事を結びつける制度的なインフラが殆ど存在しない。実習制度が再構築されることで、結果に何の焦点も当てていない法令を単に遵守するよりも業務訓練はより効果的になる。産業界及び産業関連団体の助言のもと、経済の殆どの分野を網羅できるように範囲の幅を広げる。本実習制度プログラムの再構築は、雇用労働省によって実施される。
- vi. NIMZ において、SPV は NSDC と連携し、技能向上の段階的移行を引き受ける。
 - (a) 実施初期 5 年間は地元住民が優先され、地元住民によって全ての定員に達しなかった場合においてのみ、訓練は他者に拡大される。
 - (b) 品質水準と雇用を保証するために、産業界に受け入れられる第三者機関による独自の修了証書と評価が必須である。
 - (c) SPV 及びサービス提供者は、訓練生の動員及び選考のために、適切な認知活動、現地の電子/紙メディアのパブリックキャンペーン、異なる地域での会議実施を請け負う。
 - (d) 必要に応じて、遠隔地からの研修生に対しては、移動や宿泊施設が SPV 及びサービス提供者から提供される。その他のケースでは、往復の移動及び食事が提供される。

5.2 ITI の設立

現時点(2010年6月15日)で、8,306のITI/ITCが存在し、年間116万人を訓練することが可能である。第11次計画において、産業クラスター及び特別経済地域に500のITI、官民連携ルートを通じた需要に基づいた他分野での1,000のITIの設立を予定しているが、訓練インフラにおける全体的な実現可能性は

全般的に不十分な点が残っている。ICRA マネジメントコンサルティングサービス (IMsCS) による国家技術開発公社に対する調査によると、2022 年までに 2 億 4 千万人から 2 億 5 千万人の技能ギャップが生じると認識されている。認識されている技能ギャップのうち 9 千万人近くは、製造業部門であることが予測されている。計画の展望に沿って、既存の訓練インフラ拡充の詳細について、以下の通りの提案がなされている。

- i. 5.1(iii)の通り、民間部門が自ら機関を設立することを奨励するため、政府は NSDC と連携する個々の施設の製造業セクターでの技能開発のための官民連携プロジェクトで発生した支出（土地或いは建物以外）の 150%の加重標準控除を提供する。
- ii. 企業は、夕方コースを実施するために ITI/ITC の既存施設の活用が可能となる。これにより、機関を設立する際の初期資本コストを削減可能となる。
- iii. 大多数の業界における訓練モジュール及び教材は陳腐化しており、産業界のニーズと一致していない。産業界は、訓練モジュール開発と、教室や OJT、インターンシップを通じた技能評価アセスメントのベンチマーク開発に関与する。訓練モジュールの開発は継続的に行われ、提供された一連の技能は十分に市場性のあるものになる。
- iv. NIMZ において、SPV は、BOO (Build, Own and Operate) ベースに基づき、既存のルールの下で ITI 設置の権限を与えられる。
 - (a) SPV は、ITI の財政的実現可能性を決定付ける重大な要素を査定する。すなわち、技能ギャップ認識とコース/訓練要望の評価、訓練及び資本コストのインフラ、技術パラメーター、品質の維持等。
 - (b) これらのパラメーターは、SPV により公開される提案に対する要求の中に明確に記述される。認定サービス提供者 (SPs) は、要求されたサービス提供に対して使用者に課す料金について記述した査定のため、SPV に提案書を提出することが可能である。
 - (c) NIMZ における ITI の発展のため、SPV は選定されたサービス提供者 (SPs) と契約を締結する。各 NIMZ の個別の要求に応じ、契約条件はそれぞれの NIMZ によって異なることがある。
 - (d) NIMZ 自身において、SPV によって開発された ITI は、資本コストを削減するために限定的な物理インフラになりうる。また、個別の業務に応じた訓練は、関与した産業界の現場或いは産業界と契約した特別な機関に伝授されることがありうる。

(e) カリキュラムは、DGET の規定と一致する NIMZ に属する産業界の代表によって形成される。業界と個別カリキュラムは、本質的にダイナミックなものとなり、産業界の要望によって決定づけられることでコースは業務主体なものとなる。

(f) 機関は、雇用可能性に関して即自的に潜在的能力を持つが将来的な拡大余地が十分にある少数の業界から開始することができる。これには、SPV との契約の一部となる標準化のシステムと仕様が要求される。

(g) これら ITI は、既存の作業者の技能向上にも活用できる。

(h) これら ITI は、雇用訓練総局により認定される。

v. 運営領域かを問わず、各 ITI は訓練を受けた作業者の配属を調整するための就職部を設ける。就職部のコストは、当初 5 年間は中央政府から供与される。

5.3 技術専門学校の設立

当領域におけるイニシアチブは、自動車分野における特別な技術専門学校やハイテク製造、電気分野の半導体に焦点を当てた技術専門学校、IT/ITES 分野のイノベーション及び製品開発育成機関といった専門的な学習機関の設立も含む。これらの機関は、既存の労働力の技能向上と同時に、労働人口の中で専門技能の増強となる。

中央政府は、財務省による事業実現のための資金援助 (VGF) ガイドラインに従った資本コストで足りる技術専門学校の設立のため、事業実現のための資金援助を与える。この資金は NIMZ 内の SPV へも適用可能である。運用方法は、上記 ITI で議論されたものと同様となる。政府の既存規定の下で認定が行われる。

6. 中小企業

中小企業（SME）は、国内の製造業生産、雇用機会の創出、輸出に多大な貢献をしている。金額ベースで製造業生産の約 45%、輸出の約 40%を、また、5,900 万人の雇用を全国 2,600 万以上のユニットでこれら SME が担っていると見られる。更に、製造業において SME は一貫して他の部門を凌ぐ成長を維持している。伝統産品からハイテク製品までおよそ 6,000 の製造品目が SME によって生産されている。自営による雇用ならびに就業機会の提供の面でも零細・中小企業（MSME）は最大の機会提供者である。

6.1 資金調達方法

SME にとって、必要資金を市場からタイムリーに調達することは、情報の不足、ビジネス慣行の弊害などから困難な状況であり、克服すべき主要な課題となっている。SME の事業運営は、プロモーター（企業オーナー）の原資と金融機関・銀行からの借入資金に依存しているのが現状である。

- 資本市場：SME 部門にとって資本市場は高コスト、規制の順守などの面で利用が困難。
- プロモーター：プロモーター（企業オーナー）は元来、限られた出資しか担っていない。
- 銀行借入：SME は有形資産形成に能力を欠き、併せて銀行側の資本負債比率基準からも困難となっている。
- ベンチャーキャピタル/企業投資ファンド：中小企業の第 1 世代の企業経営者たちは、インド国内のベンチャーキャピタル（VC）、非公開株（PE）市場が相当な規模に成長しているにもかかわらず依然として VC ファンドへのアクセスが困難であるとしている。関係者によれば、現在インドには 250 社超の VC/PE ファンドが存在しており、2010 年では 9 月までの企業向け投資額は 71 億 8,000 万ドルに達しているがこれらの投資のほとんどが中規模企業、大規模企業向けとなっている。こうした事情の背景には、SME のモニタリングにかかる多大な費用、非組織的な企業運営形態、不十分な情報開示などがある。

6.2 製造業部門 SME の資金調達改善に関する政策提言

- i. 新規参入の製造業 SME が個人の住宅資産（家屋、土地）の売却で得た対価で新たに工場を取得、もしくは製造機械を購入する場合、長期譲渡所得税を免除する。

- ii. VC ファンドが製造業 SME に対して集中的に投資する場合、非課税ステータスを付与する。こうした VC ファンドは、証券取引委員会の 1996 年 VC ファンド規則への登録と、所得税法に基づく適切な申告が求められる。
- iii. 製造業 SME に対し集中的に投資する VC ファンドへの銀行からの投資について、インド準備銀行 (RBI) と規制緩和に関し協議を開始する。
- iv. 製造業 SME に対し集中的に投資する VC ファンドへの保険会社からの投資について、保険規制開発庁 (IRDA : Insurance Regulatory & Development Authority) とガイドラインの規制緩和につき協議を開始する。
- v. 証券取引委員会 (SEBI : Securities and Exchange Board of India) の「証券取引の承認と監督の枠組み/SME のための証券取引の基盤」を実施することで、VC ファンドの SME へのアプローチを加速させる SME 向け証券取引所を開設する。
- vi. 2010 年 1 月 31 日に首相の参加を得て開催された「MSME タスクフォース」による次の提言を実施する。
 - インド小規模産業開発銀行 (SIDBI : Small Industry Development Bank of India) の中に別途資金枠を創設し、商業銀行の SME 向け与信枠の不足分を充当する。
 - 国家小規模産業公社 (NSIC : National Small Industry Corporation) の資本を強化し、MSME からの資金需要を喚起せしめる。
- vii. 銀行の貸出基準の見直しを RBI と協議し、MSME 企業や事業の初期段階の企業にとって、銀行融資をより利用しやすくする。これは貸し付け対象を有形資産から他の資産に相当するものに移行することも含む内容となる。
- viii. 製造業関連 SME への貸付は、優先貸付を検討する委員会の推薦に基づく「優先貸付分野」の一部に含む。

6.3 SME の公課の徴収と支払いの代行サービス機能

法規制の順守はとりわけ SME にとっては重荷となっている。元来、SME の労働者数は限られた規模である。もし、法規制に関するコンプライアンスに対し専属で対応できるメカニズムがあれば SME のマンパワーは製造のために有効に活用できる。例えば従業員積立基金法 (EPF)、従業員年金基金スキーム、従業

員州保険法（ESI）、謝礼金支払法、個人損害補償法、労働者補償法など何種類もの公課の支払いを企業は求められている。こうした現状から、各企業の支払う給与に連動させ資金の徴収、支払い行為を企業に代わって行う機関の設置（単一あるいは複数）が提案されている。仮に保険会社によって代行サービスが行われるとした場合、第 3 章で提示された撤退メカニズムについても、この組織の機能の一つに入れることができる。こうした組織は政府によって認可されたものであり、各産業は自社の状況に基づいてそのサービスを利用することができる。ただし、各社の負うべき法的責任は各社に帰属するものである。

7. 特別重点分野

7.1 この政策提案は、各産業セクターにとって中立であることを基本とするが、インド側として国際的価格競争力があり、大規模な雇用創出の潜在性がある特定の産業については、特別重点分野として認知する。これらの分野は、個別具体的な政策の関与が必要となる。これらのいくつかの分野に対しては、個別の政策を実施済みである。この有効性は、検証されるべきである。また、追加的な措置が必要な場合は、導入がなされるべきである。国家計画委員会及び国家製造業競争力委員会にて、以下の通り特別重点分野が認定された。

- a) 繊維、衣料、皮革、靴、宝石、宝飾品、食品加工など雇用集約型産業。
- b) 機械装置、重電設備、輸送車両、地ならし機・掘削機などの設備、通信・電力・情報通信及び電子機器などのハイテク生産設備といった資本財産業。
- c) 宇宙工学、船舶、航空機、情報通信と電子機器、太陽光や風力などの再生可能エネルギー、防衛関連設備などの戦略的な産業。
- d) 自動車、製薬など競争力が比較優位にある産業。

7.2 国連開発機構（UNIDO）は、繊維、化学、基礎金属、機械設備、電子機械については途上国の中でインドがリードしていると認知している。

7.3 上記リストは、経済状況の変化に沿って、時宜に応じて、変更が加えられるべき例示的なリストである。

8. インフラの不足と政府調達に関するてこ入れ

8.1 政府調達は製造業強化及び技術面での国家競争力強化のための主要な政策手段である。歴史的には、多くの国が、それぞれ開発計画として、採用してきている。幾つかの国は、最近直面した経済危機からの脱却のために、この手段をとった。

8.2 地場における付加価値という付帯条項がついた政府調達は、国内製造業の成長を可能にさせる量と規模を長期的に提供する分野の政府調達の際に実施される。特に、LED、太陽エネルギー設備、ITハードウェア、IT化されたセキュリティシステム、ハイブリッド・電気自動車のような燃料効率の良い輸送機器などの重要な技術分野で実施される。

8.3 政府部門が大規模に設備を輸入するインフラ部門においても同様のステップが取られる。インフラの不足と電力、道路、高速道路、鉄道、航空、港湾といった分野での設備機械の需要は、国内製造業の成長を可能にさせる量と規模を長期的に提供すると評価される。概算ベースでは、インフラの不足は設備機械の需要にてこ入れ効果があり、製造業の実質成長を年率 3 パーセント近く押し上げると言われている。

8.4 政府による設備機械の調達契約は 8.2 及び 8.3 で例示された分野で、地場付加価値の付帯条項を含んだ契約が履行される。

8.5 環境関連製品の調達の選好については、政府調達契約の中で適正に与えられる。これに関する基準及び手続きについては、4.1.1 及び 4.1.2 項に規定される。

9. クラスタ化と集約化：国家投資・製造業ゾーン

国家投資・製造業ゾーン（NIMZs）は、最新のインフラ設備を備えた総合産業都市として開発される。産業別の区画割、環境衛生上や省エネ効率の技術、必要な社会インフラ、技術訓練施設等、第一次から第二次産業及び第三次産業構造への過渡期にある人材に対して生産性の高い環境を提供する。この NIMZ は SPV によって運営され、ゾーンの主要計画書、地域内で必要な工場立地の事前許可、そしてこの産業政策に規定された様々な部門に具体化されたそれ以外の活動が実施される。NIMZ は自己統制的で自治的機能を持っていることが、州政府によって、インド国憲法第 243 条 Q(c) に基づき宣言される。総じて、NIMZ は世界的な製造活動を推進するエコシステムを保有する広大な開発地域となる。規模、インフラ開発計画のレベル、法制度及び退去手続き面での政府組織レベルにおいて、経済特区（SEZ）とは異なる。

9.1 NIMZs の対象区域

- (a) 対象区域の面積：一つの NIMZ は最低 5000 ヘクタールとする。
- (b) 土地の利用可能性：州政府は必要に応じた土地の収用も含めこのゾーンの開発のために必要な土地の選定の責務を負う。この土地は、以下の土地から構成される。
 - i. 政府所有地。
 - ii. 州政府によって収用予定の政府投資及び製造地域ゾーン案に基づいた私有地。
 - iii. 公的団体を含む既存の産業地域、不動産物件、休業停止地域。

指導原則：以下の指導原則が州政府によって適用される。

- i. 不毛の土地。肥沃でない耕作に適さない乾燥や不毛の土地である。
- ii. 農地の利用は最低限にする。
- iii. 実現可能な移住と復興計画が特定できる土地収用のプロセスがなされる。
- iv. 水などの基本的な資源へのアクセスが存在する。
- v. 環境上の敏感な地域ではない、またこれら地域から最低限の距離内に位置しない。

- (c) 所有権：州政府は実現可能な以下のモデルを取り入れる。
- i) 州政府自身が所有権を保持する
 - ii) 実施を担う州政府機関に所有権を移転する
 - iii) 民間部門と所有権を共有する
 - iv) その他適正なモデルを採用する
- (d) モデルの採択にかかわらず州政府は銀行や金融機関による資金支援を確保するため建設用地への抵当権の設定を可能にする。
- (e) 建設用地が特定された後、NIMZ としての環境影響調査が州政府によって行われる。産業政策推進局（DIPP）は環境森林省と協議の上、調査を行う委託機関を指名する。
- (f) NIMZ の全体面積の 3 割以上は、製造業のために利用される。このゾーン内には中小企業用の区画が適切に確保される。
- (g) いかなる場合も州政府は土地所有者に対する移住および復興計画の費用を負担する。費用の回収は SPV との協力のもとで調整される。

9.2 NMIZs 行政機構

NMIZ の行政機構は、特別目的事業体（SPV）で構成され、開発事業者、州政府、中央政府から成る。

9.2.1 特別目的事業体（SPV : Special Purpose Vehicle）

中央政府は、官報にて NIMZ を明示する。SPV は、公示されている NIMZ の内容に準拠して活動を担うことができる。全ての SPV は NIMZ の名前の法人でなければならない。この SPV は、関係者間で結ばれた覚書（MOU）次第では、会社法第 25 条で定められた法人を含めた法人企業であっても構わない。

9.2.2 SPV の構成

財務に関して様々な出資者（政府、公共機関、民間参画企業）が関連することから、SPV の行政、財政構造は理事会ボードにいる各出資機関の代表者を任命した上で、債権者の合意の下決められる。SPV の最高経営責任者（CEO）は中央政府もしくは州政府の年長者の役人が就く。SPV には公害防止／環境保全に精通した担当者／専門家が入ることとする。今後の用意として適切な人材の割り当て、産業面においても必要があれば行う。

9.2.3 SPV の役割

これらの開発に合うために各 SPV は、成長、運営、マネージメントを行う必要があり、その内容は以下のものを含む。

1. NIMZ 建設のマスタープラン策定。
2. 区画開発戦略および政策目的遂行のための自己統制に基づく実行計画の準備。これらは SPV 理事会に提出し承認が必要となる。
3. NIMZ 内部におけるインフラ開発および維持を担当する建設業者、建設協力会社の選定。
4. NIMZ の開発、運営、規則、管理におけるルールとプロセスの構築。
5. 上記ルールと基本計画の遂行。
6. 事前に EIA 通知 2006 条約に基づく環境認可の取得。(この地域が 500 ヘクタール以上で、個々のユニットに対して大気水質法令の認可が適用されるようであれば、この認可は SPV によって処理および利用が可能となる。)
7. NIMZ のインフラや不動産に対する、利用サービス課金、料金、賃貸料を含めた歳入動向に関する、州政府との合意締結。および特別サービスに対する特別機構の創設。可能な限り、製造業産業用地に対しては土地利用料金に加えて開発課金を分割払いの選択肢も含めて提供すること。必要であれば、高級住宅・商業エリアからの内部相互補助により、労働者住居については適正価格で提供されること。
8. 海外および国内からの NIMZ に対する投資促進。
9. 移住と復興計画パッケージの導入。
10. その他の役割については、州政府とその他の出資者の相互協議により決定される。

9.3 開発業者

SPV は開発のために各種エージェントや契約業者、新たに開発業者ともパートナーシップを結ぶことも可能であるが、透明なプロセスを通して選択しなければならない。また開発は段階的に行うこともできる。

9.4 州政府

9.4.1 用水

総合マスタープランに従って、SPV は産業用水と住宅用水の双方の水の需要を満たさなければならない。州政府はできる限り NIMZ が汲み上げることができる地上水を水源から割り当てる。NIMZ は水の処理及び配分が可能な、タッピングや注水のための施設を保有できる。卸売価格指数（WPI）もしくは他の指標に基づいた水道料金は、長期間の契約とするべきである。

9.4.2 電力配電網

NIMZ 内での発電、送電および配電には、次のように提供される。

- i. 州政府は、NIMZ の SPV を含めた民間業者による、発電、送電、配電のすべての機能と権限を備えた業者の紹介と促進を行う。この事業主には州電力規制委員の規定通り開架が認められる。
- ii. SPV もしくはその委託業者は、NIMZ のために電力供給と配電網の建設を行う免許を保持するとみなされ、電力条例 2003 の第 14 項のもとで免許保持者として認められる。
- iii. SPV もしくはその委託業者は、NIMZ のために州電力会社もしくは中央 PSU を含む他の発電機関から電力購入を行う選択権も有する。

9.4.3 インフラ関係

NIMZ を申請するためには、州政府は用地決定の後、司法権限下において、すべての物理的インフラとユーティリティの連携を NIMZ 通知日から一年以内に行うことを確定させる必要があり、さもなければこの通知は却下されることとなる。

9.4.4 その他の機能

本政策内の特別セクションにて述べられている通りである。

9.5 中央政府

中央政府内では DIPP が NIMZ を所管し、対応の役目を務める。

NIMZ のセットアップ申請は州政府によって DIPP に転送され受理される。DIPP は、NIMZ 設立の申請について考察を行い、計画が実行可能であるか等を含め、理事会にて承認する。各 NIMZ は DIPP によって個々に通知される。

プロジェクトの概念と企画について修正が必要と判断された場合には、州政府によって提出された予備プロジェクト報告に入れられ、同様に承認理事会にて検討されることとなる。

9.5.1 役割：

- i. 中央政府は NIMZ の基本計画策定にかかる費用を負担する。
- ii. 中央政府は NIMZs に繋がる外部の物理インフラ（鉄道、（高速）道路、港湾、空港、通信等を含む）を一定の計画に沿って改善・提供する。これらのインフラは可能な限り官民協力体制（PPP）を通じて創設・改良されるものとする。現行の計画との実行可能性のギャップについては政府より資金が補てんされる。また、必要に応じてインフラ整備に必要な予算配分が行われる。
- iii. 中央政府は関連機関や政策を通じて NIMZs 内における生産性向上、品質管理（試験設備等）、設計能力、イノベーションの推進、技能開発のための制度インフラを整備する。
- iv. 中央政府は州政府関与の下 NIMZs に対する国内外の投資の誘致を担う。
- v. 中央政府は、その他本政策の各項で記述されている役割を行う。

9.6 NIMZs 内のインフラ開発にかかる資金調達計画

NIMZs のインフラ開発には公的資金のみでは調達しきれない巨額の投資が必要となる。かかる大型プロジェクトの形成には長期を要し、収益が生まれるまでには十分なリードタイムが必要である。NIMZs の潜在需要はありながらも、それが実際具体化されるのはインフラ計画が実施され技術提携が行われてからとなる。従って、NIMZs 内のインフラ開発の多くは民間開発業者によって行われることが予想される。以上のような計画の性質から、開発業者に対する適切な資金支援・インセンティブが必要となる。

9.6.1 計画達成に向けて

- i) 事業実現のための資金援助（VGF）： 建設計画段階の資本助成という形で財務省下「インフラ事業に関する PPP 支援スキーム」が、VGF ガイドラインにより供与される。本スキームにおいて VGF の金額は総計画額の 20% を超えない範囲と定められている。さらに、州政府またはその関連機関は自らの予算から可能な額を資金支援のため拠出する。
- ii) 国際金融機関からの長期低利融資： NIMZs のインフラ開発の資金調達のために、国際金融機関からの長期低利融資の導入を検討する。必要に応じて、非政府の多国間融資を受ける際の交渉について継続的な支援を行う。
- iii) 対外商業借入： NIMZs 開発業者は、NIMZs の内部インフラ開発のために対外商業借入を起こすことが認められる。

10. 貿易政策

10.1 貿易政策は、国内生産の水準や生産形態に対して大きな影響を与えるものである。輸出入管理体制は、関税にしても輸出促進策にしても、国内生産を形づける重要な政策となる。拡大するグローバリゼーションと国際協定により国内生産が不利な影響を受けぬよう、貿易政策は慎重に整備されることが重要である。

10.2 貿易政策は今や国境に限られた問題ではない。現在の国際貿易ルールは、公的/政府調達の場合のように、単なる国境政策というよりも内国経済政策を包括するものになっている。政府調達は各地域の付加価値要求を通じて実施・支援される重要な国内政策であり、貿易政策は政府調達を重要施策として位置付けている。したがって、貿易政策においては、製造業部門の強化に資するような取り組みについてはその柔軟性が損なわれないよう、保証される必要がある。

10.3 貿易政策においては、インドからの製品・サービスの輸出について、温室効果ガス排出量削減などを含む環境規制を理由として相手国から課せられる税その他の水際対策から保護するための積極的な対策が講じられる。

10.4 国家製造業競争力委員会（NMCC）には、政策の変更が製造業部門に影響を与える限りにおいて、その変更が製造業に対して不利な影響を与えるものではないことを確認するために、関税構造その他の方策について調査と提言を行う権限が与えられている。